

記載例

金額は1円単位まで記載し「00」の印刷がある欄は端数金額を切り捨てて記載してください。

本市が指定している管理番号を記入してください。

国税庁より指定されている法人番号を記入してください。

所在地、法人名称、代表者氏名を記入してください。被合併法人の申告の場合は合併法人の名称も併記してください。

所在地
本市が支店等
の場合には本
所在地と併記

堺市中区深井沢町2470番地7

- ・前期末現在の資本金の額又は出資金の額
- ・前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
- ・前期末現在の資本金等の額を記入してください。

かぶしがいしゃ さかいしはなこしょうじ

株式会社 堺市花子商事

さかいし はなこ

堺市 花子

対象事業年度、申告の区分を記入してください。

みはら とくさぶろう 徳三郎

整理番号	70000000	申告区分	010
法人番号	111111111111		
申告年月日	年	月	日

● 年 4 月 1 日 から ▲ 年 3 月 31 日 までの事業年度分の市民税の予定申告書

摘	税 額
前事業年度の法人税割額 (⑩の金額)	16,600
予定申告税額 (①×6/前事業年度の月数)	8,300
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	8,300
均等割額 算定期間において事務所等を有していた月数 円 × ⑤ / 12	85,000
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥	93,300

堺市内に所在する事務所等の名称、所在地、均等割の税率適用区分に用いる従業者数を記載してください。

名称	事務所、事業所又は支店の所在地	本市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
株式会社 堺市花子商事 堺本店	堺市中区深井沢町2470番地7	60人
東支店	堺市東区日置荘寺町195番地1	20
		⑧ 80

本市より税額等を印字し、お送りしている申告書の場合、電算出力の税額等は前期よりの算出額ですので、ご確認いただき、変更等がありましたら訂正してください。

前事業年度の期間	● 年 4 月 1 日 から
前事業年度の期間	● 年 9 月 30 日 まで
前事業年度の期間	● 年 4 月 1 日 から
前事業年度の期間	▲ 年 3 月 31 日 まで
通算税法人の事業年度の期間 (⑤)	年 月 日から
通算税法人の事業年度の期間 (⑥)	年 月 日まで

(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税割額	⑨ ()	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額
法人税割額	⑩ 8,888,000	指定場 合都 市に の申 告計 算 する
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪ 1,111	
税額控除超過額相当額の加算額	⑫ 333	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬	
外国の法人税等の額の控除額	⑭ 444	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯	
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮	⑰ 16,999	
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱	
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲ 16,666	区名 区コード 月数 従業者数 均等割額 堺 区 6 60 60,000 中 区 6 20 25,000 東 区 西 南 北 美 原

・「前事業年度又は前通算事業年度の法人税割の明細」(⑨～⑱)欄
 前事業年度又は前通算事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。
 ・⑩の欄は前(通算)事業年度の確定申告書の「課税標準となる法人税割額又は個別帰属法人税額」(⑤欄)の金額を記載してください。
 ・当該確定申告に係る修正申告等がこの予定申告の算定期間中にある場合は、その修正申告書等に記載した金額となります。

・事業年度開始の日以後6か月の期間の事実に基づき均等割額を計算し、事務所等の所在する区ごとに記載してください。
 ・月数：算定期間中に当該区に所在した月数(1か月未満の場合は1か月、3か月と10日のように端数がある場合は切り捨てて3か月となります。)
 ・従業者数：算定期間末日の当該区の人数。
 ・均等割額：前期の資本金等の額と当該区に従業者数により均等割額が決まります。(算定期間の中で廃止した場合は、年額に月数をかけて12で割った額を、100円未満切り捨てた額となります。)